平成２８年（フ）第２６９号
神戸市東灘区向洋町中５丁目11番地　501号棟3106号室
債務者　西垣　五月
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７３号
神戸市垂水区高丸５丁目６番４―306号
債務者　荷福　春子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９９号
神戸市灘区摩耶海岸通１丁目１番６―118号
債務者　市来　大典
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１５号
神戸市東灘区甲南町３丁目９番５―801号
債務者　眞武　志郎
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４号
鳥取県鳥取市佐治町加瀬木2240番地５、住民票上の住所鳥取県八頭郡智頭町大字西野165番地
債務者　寺谷　麻美
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３１号
鳥取県米子市目久美町39番地３　パレドール目久美101号
債務者　國分　　彰
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４２号
鳥取県境港市渡町1156番地
債務者　石橋　飛馬
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１０１号
愛媛県松山市南江戸５丁目15番33号
債務者　谷口　昭司
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
愛媛県新居浜市庄内町４丁目２番21号
債務者　塩見　恭平
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１３号
福岡県八女市岩崎917番地　杉山コーポ西棟、前住所福岡県八女市立花町兼松1659番地　兼松団地114号
債務者　村上　良夫
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１４号
福岡県筑後市大字熊野1825番地１　市営住宅玄ヶ野団地132号
債務者　藤好　留美
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１号
福岡県田川市大字川宮1583番地　三井大藪大藪団地20―２―６
債務者　露口　広志
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３５号
宮崎県都城市御池町5356番地
債務者　高野フミ子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第７３号
千葉県佐倉市ユーカリが丘３丁目21番14号
債務者　井下田尚子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第８６号
千葉県佐倉市上座571番地17　ハイツトントン201号
債務者　木村　法照
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９３号
千葉県富里市日吉台５丁目17番地４　（第２宮前ビル313）
債務者　飯塚美知子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９９号
千葉県佐倉市上座590番地48　ユーカリグリーンタウン101
債務者　大森　愛実
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部